

	島崎証言の要旨	調書頁
(01)	大飯原発の基準地震動856ガルは過小評価である。	1
(02)	基準地震動を策定するためには、ポストディクシオン（地震発生後の情報ではなく、地震発生前の情報を用いて予測をすること）の考え方に則らなければならない。	3
(03)	震源断層の幅を14km、角度を垂直と仮定して入倉・三宅（2001）の式を用いて地震規模（地震モーメント）を算定すると、他の経験式を用いる場合よりも地震規模が3分の1ないし4分の1になる。	4 5
(04)	震源断層の規模を事前に予想することはできない。1891年濃尾地震は、事前に設定できる断層長さは69kmであるが、事後の評価では122kmとされ、2011年福島県浜通りの地震は、事前に設定できる断層長さは19.5kmであるが、事後の震源インバージョン解析によれば、40kmとされた。	8 12
(05)	入倉・三宅（2001）の式を用いると、他の経験式を用いるよりも、ずれの量が大幅に小さく算定される。ずれの量が小さくなると、応力降下量が小さくなり、地震動が小さく算定される。	13 14
(06)	熊本地震については、事前設定できる断層長さは最大限31kmであるが、これを前提に入倉・三宅（2001）の式を用いると、地震規模は観測記録の0.29倍に算出されてしまう。	15 17
(07)	熊本地震を起こした布田川・日奈久断層は、国と熊本県が力を入れて詳細な調査をして評価しており、原発の調査に勝るとも劣るものではない。	18
(08)	不均質なすべり分布を前提とする震源モデルを前提とすると、入倉・三宅（2001）の式は過小評価にはならない。	19 22
(09)	各種の調査をして断層長さや傾斜角を保守的に設定しても、入倉・三宅（2001）の式による過小評価の恐れはなくなる。FO-A～FO-B～熊川断層について言えば、被告は、海底活断層を詳細に調査したと主張するが、地震発生層は地下3km～15kmなのに、海底下200～300mの調査をただけでは、正確な震源断層の規模は判らない。	22 24
(10)	被告は、地震発生層の厚さを保守的に15kmと設定したと主張するが、その程度のことをしても、入倉・三宅（2001）の式を使うと過小評価になることに変わりはない。	24
(11)	被告は、断層傾斜角を75度とするケースを考慮したと主張するが、その程度の保守的考慮ではほとんど意味がない。	24
(12)	被告は、短周期レベルを1.5倍したことを保守的な取扱いと主張するが、これは、中越沖地震の際の柏崎刈羽原発で記録した揺れの教訓から、どの地震についても1.5倍することになっていたのであり、1.5倍するのは当然のことである。	24 25
(13)	武村（1998）の式を使うと、入倉・三宅（2001）の式を使った場合よりも地震動が1.8倍程度になるという原子力規制庁の結論は相当である。	25 26
(14)	原子力規制庁は、武村（1998）の式を使うことができない理由として、アスペリティの面積が震源断層よりも大きくなってしまふこと、背景領域の応力降下量が大きくなりすぎることを指摘しているが、は、アスペリティ面積を断層面積の22%にするという手法をレシピが用意しているからそれを用いればよく、は大きな問題ではない。	26 27
(15)	被告は、FO-A～FO-B～熊川断層について三連動を認めたのが保守的な設定であると主張するが、三連動を前提とすることによって、前提としない場合よりも基準地震動が大きくなった割合は8%程度であったのに対し、入倉・三宅（2001）の式を武村（1998）の式に変えることによって基準地震動は80%も大きくなるのであるから、三連動を認めたことによって入倉・三宅（2001）の式の過小評価の問題が吸収されるものではない。	28
(16)	入倉・三宅（2001）の式は、事後の震源インバージョン解析の結果には符合する。問題は、震源インバージョン解析は事前にはできないことである。	29 31
(17)	レシピが修正された結果、（ア）の方法は、過去の地震記録がある場合しかもちいることができず、過去の地震記録がない活断層が起こす地震については（イ）の方法を使わなければならなくなった。	31 34